

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付に係る
江戸川区の基準

以下は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱第5の1-1における事業者へ求める本区の基準を示し、以て本区の良い住宅環境の維持を目的とするものである。

1 入居者について

管理者は、3年以上引き続き区内に住所を有する60歳以上の区民または3親等内の親族が現に3年以上継続して区内に住所を有する60歳以上の者、その他区内に住所を有する者で区長が認めた者を入居させるものとする。

2 居室面積について

各戸床面積は25㎡以上とし、総戸数の1割以上の戸数の床面積は40㎡以上とする。

3 居室設備について

各居室には、江戸川区高齢者向け賃貸住宅設置要綱に定める台所・水洗便所・収納設備・洗面設備および浴室を備えたものであること。

4 高齢者向け住宅との競合について

既存する江戸川区の公募による高齢者向け優良賃貸住宅およびサービス付き高齢者向け住宅と競合しない範囲において計画すること。

5 計画の戸数について

5戸から50戸までの範囲で計画し、かつ、江戸川区高齢者向け賃貸住宅供給計画に定める範囲内とする。

6 事業期間について

事業期間は原則として20年以上とする。

7 その他留意事項について

ここに記載のない事項については、江戸川区高齢者向け賃貸住宅設置要綱並びに江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例および同施行規則に基づくものとする。

8 事前協議について

事業者は、上記1～7を含め、江戸川区福祉部福祉推進課、都市開発部都市計画課に事前協議を行うこと。

(基準第 5 関係)

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付に係る江戸川区の基準第 5 の江戸川区高齢者向け賃貸住宅供給計画に定める範囲とは、以下のとおりである。

所管	供給戸数	区域
区民課 (中央 1)	1 1 0	中央 1 ~ 4 丁目、松島 1 ~ 4 丁目、松江 1 ~ 7 丁目、東小松川 1 ~ 4 丁目、西小松川町、大杉 1 ~ 5 丁目、西一之江 1 ~ 4 丁目、春江町 4 丁目、上一色 1 ~ 3 丁目、本一色 1 ~ 3 丁目、一之江 1 ~ 8 丁目、西瑞江 4 丁目 1 ~ 2・1 0 ~ 2 7、江戸川 4 丁目 1 5 ~ 2 5、松本 1・2 丁目、興宮町
小松川事務所 (平井 4)	5 0	小松川 1 ~ 4 丁目、平井 1 ~ 7 丁目
葛西事務所 (中葛西 3)	1 4 0	春江町 5 丁目、西瑞江 5 丁目、江戸川 5・6 丁目、一之江町、二之江町、船堀 1 ~ 7 丁目、宇喜田町、東葛西 1 ~ 9 丁目、西葛西 1 ~ 8 丁目、中葛西 1 ~ 8 丁目、南葛西 1 ~ 7 丁目、北葛西 1 ~ 5 丁目、清新町 1・2 丁目、臨海町 1 ~ 6 丁目、堀江町
小岩事務所 (東小岩 6)	9 0	東小岩 1 ~ 6 丁目、西小岩 1 ~ 5 丁目、南小岩 1 ~ 8 丁目、北小岩 1 ~ 8 丁目
東部事務所 (東瑞江 1)	7 0	春江町 2・3 丁目、東瑞江 1 ~ 3 丁目、西瑞江 3 丁目・4 丁目 5 ~ 9、江戸川 1 ~ 3 丁目・4 丁目 1 ~ 1 4、谷河内 2 丁目、下篠崎町、篠崎町 3 ~ 6 丁目、南篠崎町 1 ~ 5 丁目、東篠崎町、東篠崎 1・2 丁目、瑞江 1 ~ 4 丁目
鹿骨事務所 (鹿骨 1)	4 0	新堀 1・2 丁目、春江町 1 丁目、谷河内 1 丁目、鹿骨町、鹿骨 1 ~ 6 丁目、上篠崎 1 ~ 4 丁目、篠崎町 1・2・7・8 丁目、西篠崎 1・2 丁目、北篠崎 1・2 丁目、東松本 1・2 丁目